

# 愛媛県特定希少野生動植物 デンジソウ保護管理事業計画

## I 計画の基本方針

デンジソウ *Marsilea quadrifolia* L.は、デンジソウ科に属する多年生の夏緑性シダ植物で、本州、四国、九州、東アジア、インド、ヨーロッパに分布している。水田、水路、池沼などの水辺に生育し、水中では浮葉形、抽水形となる。地面を這う細長い根茎から、まばらに葉柄を伸ばし、先端に4枚の小葉を付ける。和名は葉姿を漢字の「田」の字に見立てて名付けられた。(愛媛県レッドデータブック, 2014)。

本種は、水田等の農薬汚染や遷移進行により、全国的に絶滅が懸念されており、県では愛媛県絶滅危惧ⅠA類、環境省絶滅危惧Ⅱ類に区分している。さらに、現在は今治市陸地部及びその島嶼部でしか確認できない危険な状況であることから、県では本種を「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(以下「条例」という)」により、特定希少野生動植物に指定している(以下、「条例指定種」という)。

この条例指定種について、特定希少野生個体の繁殖の促進やその自生地の環境整備等を図るため必要があると認める時は、保護管理事業を実施することとしている。

本管理事業計画は、その事業を適正かつ効果的に推進するための計画であり、関係機関と密接な連携のもと、本種の生育状況を把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、自生地で安定的に生育できる環境を保全することを基本方針とする。

## II 現状と課題

### 1 自生地の減少と生育環境の悪化

本種は、かつて県内各地の水田やため池に広く分布していたが、現在の確実な自生地は、今治市内2地域の営農水田と耕作放棄地水田のみである。

自生地では、除草剤使用、高茎草本の繁茂による生育阻害と生育地の乾燥化などの生育環境の悪化が懸念される。

### 2 遺伝子汚染の懸念

近年、近縁種のナンゴクデンジソウがピオトープなどの観賞用として流通している(商品名ウォータークローバー等)。ナンゴクデンジソウは、国内では九州から琉球列島に分布し環境省レッドリストでは絶滅危惧ⅠB類となっているが、由来が不明な種苗の流通も見られ、すでに県内において栽培からの逸出個体が水路で繁茂していることが確認されている。こうした現状から、ナンゴクデンジソウを含む、他産地の個体の植栽や逸出による遺伝子汚染が懸念される。

## III 保護管理事業

### 1 目標及び推進内容

本種の保全のためには、自生地を取り巻く環境を望ましい状態に改善し維持する必要があることから、以下の内容で当事業に取り組むこととする。

## **(1) 目標**

デンジソウの自生地及び生育環境の確保

## **(2) 推進内容**

- ・モニタリング調査の実施
- ・生育環境の維持
- ・生息域外保全の取組
- ・関係機関等と事業者等との情報共有
- ・県民等に対する啓発活動

## **2 事業の区域**

事業の区域は、愛媛県内の本種が自生する区域とする。

また、新たな地域で生育が確認された場合は、生育状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

## **3 事業の推進内容**

事業区域において条例の順守による保護対策を進めるとともに、本種の生育する地域等においては以下の対策を推進する。

### **(1) モニタリング調査の実施**

現存の自生地 2 地域での本種の生育状況と環境変化等について、定期的にモニタリング調査を実施し、情報収集及び解析を行う。また、過去の確認記録などや専門家からの情報を参考にして、新たな自生地の発見に努める。

さらにナンゴクデンジソウ等の拡大状況についても情報収集に努めるとともに逸出場所の地権者の同意を得て逸出集団の駆除を行う。

### **(2) 生育環境の維持**

現存の自生地 2 地域において、遷移進行による高茎草本の被圧（生育阻害）が認められる場合は地権者の同意を得て、除草や耕起など生育環境の改善を行う。

### **(3) 生息域外保全の取り組み**

現存の自生地 2 地域において、個体数の大幅な減少が生じた場合や自生状態の維持が困難となった場合を想定して、管理下での系統保存（生息域外保全）に取り組む。

### **(4) 関係機関等と事業者等との情報共有**

上記 (1) ～ (3) の実施に際しては、自生地の地権者や地方公共団体、学校関係者、企業、専門家等との情報共有を図り、各主体が協働して保全の取り組む体制の構築に努める。

#### **(5) 県民等に対する啓発活動**

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止、本種の重要性、地域系統の遺伝子汚染について県民に正しい情報を周知するため、パンフレット等の配布や観察会等によって広く県民へ啓発活動を行う。

また、地元住民への本種保全の意識啓発を行うとともに、市民参加型の保全活動を実施する。

#### **4 事業の推進体制**

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査や保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、デンジソウの保護管理活動を推進する。

#### **IV その他**

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。